

日之影町告示第6号

令和5年第1回日之影町議会定例会を次のとおり招集する

令和5年2月9日

日之影町長 佐藤 貢

- 1 期 日 令和5年3月1日
  - 2 場 所 日之影町役場（議会議場）
- 

○開会日に応招した議員

久保 優一君	小谷 幸治君
小川 輝久君	甲斐 睦彦君
河野 學君	一水 輝明君
甲斐 徳仁君	高館 英嗣君

---

○3月3日に応招した議員

同上

---

○3月7日に応招した議員

同上

---

○3月17日に応招した議員

同上

---

○応招しなかった議員

なし

---

---

令和5年 第1回 日之影町議会定例会会議録（第1日）

令和5年3月1日（水曜日）

---

議事日程（第1号）

令和5年3月1日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告 諸般の報告
- 日程第4 報告 議長が決定した議員派遣
- 日程第5 報告 常任委員会の所管事務調査報告
- 日程第6 同意第1号 教育委員会委員の任命について
- 日程第7 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第8 議案第4号 日之影町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定
- 日程第9 議案第5号 日之影町個人情報保護審査会条例の制定
- 日程第10 議案第6号 日之影町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第7号 日之影町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第8号 日之影町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第9号 日之影町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第10号 日之影町公の施設に係る指定管理者の指定について（鹿川地区交流センター）
- 日程第15 議案第11号 日之影町道路線の認定について（下顔上線）
- 日程第16 議案第12号 日之影町道路線の認定について（一の水西線）
- 日程第17 議案第13号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第18 議案第14号 令和5年度日之影町一般会計予算
- 日程第19 議案第15号 令和5年度日之影町国民健康保険病院事業会計予算
- 日程第20 議案第16号 令和5年度日之影町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第21 議案第17号 令和5年度日之影町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第22 議案第18号 令和5年度日之影町奨学資金事業特別会計予算

- 日程第23 議案第19号 令和5年度日之影町農業集落排水事業特別会計予算  
日程第24 議案第20号 令和5年度日之影町介護保険特別会計予算  
日程第25 議案第21号 令和5年度日之影町後期高齢者医療特別会計予算  
日程第26 議案第22号 令和4年度日之影町一般会計補正予算（第9号）  
日程第27 議案第23号 令和4年度日之影町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号）  
日程第28 議案第24号 令和4年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）  
日程第29 議案第25号 令和4年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 報告 諸般の報告  
日程第4 報告 議長が決定した議員派遣  
日程第5 報告 常任委員会の所管事務調査報告  
日程第6 同意第1号 教育委員会委員の任命について  
日程第7 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について  
日程第8 議案第4号 日之影町個人情報保護に関する法律施行条例の制定  
日程第9 議案第5号 日之影町個人情報保護審査会条例の制定  
日程第10 議案第6号 日之影町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
日程第11 議案第7号 日之影町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
日程第12 議案第8号 日之影町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
日程第13 議案第9号 日之影町国民健康保険条例の一部を改正する条例  
日程第14 議案第10号 日之影町公の施設に係る指定管理者の指定について（鹿川地区交流センター）  
日程第15 議案第11号 日之影町道路線の認定について（下顔上線）  
日程第16 議案第12号 日之影町道路線の認定について（一の水西線）  
日程第17 議案第13号 工事請負変更契約の締結について  
日程第18 議案第14号 令和5年度日之影町一般会計予算  
日程第19 議案第15号 令和5年度日之影町国民健康保険病院事業会計予算

- 日程第20 議案第16号 令和5年度日之影町国民健康保険事業特別会計予算  
 日程第21 議案第17号 令和5年度日之影町簡易水道事業特別会計予算  
 日程第22 議案第18号 令和5年度日之影町奨学資金事業特別会計予算  
 日程第23 議案第19号 令和5年度日之影町農業集落排水事業特別会計予算  
 日程第24 議案第20号 令和5年度日之影町介護保険特別会計予算  
 日程第25 議案第21号 令和5年度日之影町後期高齢者医療特別会計予算  
 日程第26 議案第22号 令和4年度日之影町一般会計補正予算（第9号）  
 日程第27 議案第23号 令和4年度日之影町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号）  
 日程第28 議案第24号 令和4年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）  
 日程第29 議案第25号 令和4年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第4号）

---

出席議員（8名）

1番 久保 優一君	2番 小谷 幸治君
3番 小川 輝久君	5番 甲斐 睦彦君
6番 河野 學君	7番 一水 輝明君
8番 甲斐 徳仁君	9番 高館 英嗣君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 富士本浩一郎君      録音係（総務課補佐） 山田千登世君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤 貢君	副町長	甲斐 敏弘君
教育長	橋本 範憲君	総務課長	押方 明弘君
会計管理者	森重 喜博君	地域振興課長	工藤 富士君
町民福祉課長	押方 誠君	税務課長	谷川 靖君
農林振興課長	平川 誠二君	建設課長	佐藤 尚君
保健センター所長	丹波 昌二君	病院事務長	甲斐しおり君
教育次長	平川 浩二君	代表監査委員	小林 政隆君

---

午前10時00分開会

○議長（高館 英嗣君） おはようございます。傍聴者の皆様におかれましては、御多用のところ、傍聴においでいただきましてありがとうございます。

これから令和5年第1回日之影町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（高館 英嗣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、2番、小谷幸治君、3番、小川輝久君を指名します。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（高館 英嗣君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月17日までの17日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月17日までの17日間に決定しました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日の会議に出席を求めた説明員の職・氏名は、お手元に配付したとおりであります。

議長報告については、先に報告書を配付していますので、これを報告とします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

### 日程第4. 議長が決定した議員派遣

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第4、議長が決定した議員派遣を報告します。

議長が決定した議員派遣は、2月20日、延岡市で開催された宮崎県北部広域行政事務組合議会定例会に、総務文教常任委員長小川輝久君、経済建設常任委員長河野學君を派遣。

議長が決定した議員派遣は、以上1件であります。

---

## 日程第5. 常任委員会の所管事務調査報告

○議長（高舘 英嗣君） 次に、日程第5、常任委員会の所管事務調査報告を行います。

初めに、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査に付された事件について、報告をお願いいたします。総務文教常任委員会委員長、小川輝久君。小川輝久君。

〔総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（小川 輝久君） それでは、総務文教常任委員会所管事務調査報告をいたします。

期日、令和5年2月8日、場所等につきましては記載のとおりであります。

調査事項としましては、伝統芸能の継承について、各保存団体の活動内容についてを調査いたしました。

以下、報告をいたします。

本町伝統芸能保存会6団体の参加をいただき、初めに、各会長による保存会の活動内容等の説明をもらい、所管する教育委員会の補足説明の後、委員との意見交換の形式で調査を行いました。

深角団七踊り、古園棒術、大人歌舞伎、松の木地区田植え踊り、日之影神楽・日之影文化財愛護サークルの継承に向けての直近の課題は、いずれの団体にも共有する少子高齢化、指導者不足、コロナ感染症に係る地域コミュニティ活動の縮小等が上げられ、さらには、事業継承に対する町からの支援、世界農業遺産支援、コロナ対応地方創生臨時交付金等の支援を受けているが、使途について制限があり、備品調達に苦慮していることも上げられた。特に、伝統芸能に用いる用具に関しては高価なものが多く、年をまたいで計画的に調達を余儀なくされているのが現状である。それぞれの団体には、特殊な用具、衣装、太鼓、かつら等が代表される用具であるが継承には欠かせないものであることから、コロナ交付金等の有効活用をすべきとの声が上がった。児童生徒の指導には学校との連携が欠かせないが、先生方への理解を受けながら上級生から下級生への指導もなされると伺い、子供サークル活動につながっていると感じた。

結びとしては、神楽、神歌集のデジタル化、DVDで残しデータ化まで行い、町内外どこでもふるさとの神楽、歌舞伎等ほかが見られるようにシステム作りを行うことで地域コミュニティの核になってくると思われる。さらには、他団体との交流、視察、町人会での発表の場を設けるなど、アフターコロナ後に期待が持てるのではないかと。町としても、補助金を出して終わりではなく、世界農業遺産存続の中でも伝統芸能の継承の大事さ、大切さを公民館長会等で伝えながら、活動に寄り添い、親しむ社会づくりの推進に取り組むことが肝要である。今後は、伝統芸能の保存・継承は地域コミュニティ活動や集落の活性化に多大な影響を及ぼすことから、さらに支援・拡充が必要になると思われる。

以上で報告を終わります。

〔総務文教常任委員長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、総務文教常任委員会の所管事務調査報告は終わりました。

続きまして、経済建設常任委員会の閉会中の継続審査に付された事件について、委員会の報告をお願いします。経済建設常任委員、久保優一君。

○経済建設常任委員会委員（久保 優一君） それでは、経済建設常任委員会所管事務調査報告をいたします。

期日は、令和5年2月8日、役場町民ホールにて農林業の振興について伺いました。

まずは、入会林野整備事業の取組から説明いたします。

入会林野整備事業の取組について。この事業は、入会権を消滅し近代的な所有権等に変更することにより、整備後の土地の活用を促進することを目的とする事業である。昭和42年度から始まり、本町では、平成10年から平成29年度、9集落が取り組み、うち8集落が終了し、現在、1集落が継続中である。今後、令和5年度には2つの集落が事業を予定しているが、共有林等の山林が集落に多くあるものと思われ、社会情勢や高齢化で所有者不明や登記等が困難な状況であると思われる。この事業の優遇措置は、県が登記を行い、税制面や事業実施にはコンサルタントの助言が受けられることである。ほかにも多くの利点があるが、必要と思われる森林所有者には浸透するには至っていない。今後は、この制度の利点や優遇措置を町の広報等で周知することが必要である。

次に、森林環境税の活用について。

本町の山林面積は90%を超している。森林資源の持つ多面的機能が具現化し、目に見えない恩恵が数値化されたことは地方にとって追い風である。令和元年度から交付され、現在、18の事業に配分され事業展開していて、自主財源の脆弱な本町には貴重な財源となりました。令和6年では6,000万円を超す交付額が予定されていて、今後、使途の目的等については町民への活用策を公募し、目的に沿った事業実施を展開することで町民の意識の高揚を図り、行政負担の軽減、そして、何より町民参加意欲につながることも期待できるものである。本町林業従事者は約90名と聞いているが、現状はまだ多いと思われる。森林資源の恩恵は山に返すをコンセプトとして、災害に強い山づくり、日之影モデルの実現に向けて官民一体の取組が必要である。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 以上で、経済建設常任委員会の所管事務調査報告は終わりました。

---

#### 日程第6. 同意第1号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第6、同意第1号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 傍聴にお見えであります皆様方には御礼を申し上げさせていただきます。

それでは、同意第1号教育委員会委員の任命についての提案理由を説明いたします。

教育委員会委員であります木下供美氏が、令和5年3月6日をもって任期満了となります。

つきましては、同氏を引き続き委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高舘 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） それでは、質問をさせていただきたいと思っております。

総務課の人事案件ということで、所管は総務課であります。教育委員ということでございますので、今回の任命について、事務局というのは、窓口が教育委員会、そして、提案は総務課ということだろうと勝手に推察しておりますが、お願いしたときの相手は一発回答であったのか、どうであったのかをお尋ねをしたいと思います。

○議長（高舘 英嗣君） 教育次長。

○教育委員会教育次長（平川 浩二君） ただいまの質問についてお答えさせていただきます。

木下委員につきましては、11月頃だったと思っておりますが、こちらから出向きまして、引き続き教育委員をお願いしたいということでお話をさせていただきました。その中で、個人の職務は多忙ではあるが協力させていただきたいという返事をいただきましたので、今回、提案の運びとなりました。

以上となります。

○議長（高舘 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はないでしょうか。河野學君。

○議員（7番 河野 學君） 教育委員の任期は何年までですか。

○議長（高舘 英嗣君） 教育次長。

○教育委員会教育次長（平川 浩二君） 教育委員の任期は4年となっております。今回は3月6日まで今現在の任期となっております。

以上となります。

○議長（高舘 英嗣君） 河野學君。

○議員（7番 河野 學君） 木下さんに反対するとか、そういう意味ではないことを御理解し



ていただきたい。今までで一番長い人で何期ぐらいやらせた委員さんがおらすとですか。

○議長（高館 英嗣君） 教育次長。

○教育委員会教育次長（平川 浩二君） 今、平成12年度からの資料をこちらは持っているんですが、その中では4期の方が一番長いと思われまして。

○議長（高館 英嗣君） 河野學君。

○議員（7番 河野 學君） 4期も。やっぱり教育委員会のほうから、もう今回で御辞退くださいとか、自分から、もう辞めさせてくださいますとか、二通りあると思うんですが、どちらですか。

○議長（高館 英嗣君） 教育次長。

○教育委員会教育次長（平川 浩二君） 私が教育次長となりまして今回初めての委員の改選となりますが、これまで伺った中では、体調が不良であったりということもありまして、基本的には御本人さんが辞退されることが多いというふうに感じております。

以上であります。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はないでしょうか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） それではあの、あの教育長の、結局、諮問的な組織になるわけがありますよね。教育委員会ですから。

これは私の記憶違いであればどうかと思いますが、十四、五、項目があったと思うんですよね、諮問的な内容が。法律が変わってなければ、今もその数は、そういう状況でしょうか。

あとで結構です。

○議長（高館 英嗣君） それでは、後ほどお願いいたします。

ほかに質疑はないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件のため討論を省略して、会議規則第81条の規定により、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。本案は討論を省略して、直ちに採決することに決定しました。

この採決は起立によって行います。日程第6、同意第1号について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、同意第1号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第7. 同意第2号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第7、同意第2号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 同意第2号固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を説明いたします。

固定資産評価審査委員会委員であります平田武利氏が、令和5年3月10日をもって任期満了となります。つきましては、同氏を引き続き委員として選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 先ほどと同じ質問になろうかというふうに思いますが、税務課で固定資産関係をやっていただくわけでありますけれども、大変こういう選任が、人事案件はなかなか受けていただける人が少ないという昨今の状況でございますので大変ありがたいわけでありますけれども、この方についても、先ほどと同じ質問でありますので、御返答をお願いしたいと思います。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） 平田武利氏につきましても、教育委員会と同様にお話をさせていただきました。本人の審査委員に対する今後の動向についてお聞きをしたところであります。

本人につきましても、微力ながらお力になりたいということで、継続の意思を確認させていただきましたので、今回、上程をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はないでしょうか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 過年度で何回ぐらい会を開催されていますでしょうか。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） 固定資産審査委員会につきましては、年度、各年1回、会議を実施  
させていただいております。

不服の申立て等が、ここ直近で数年ないもんですから、年に1回、情報共有という形も含めま  
して、会議を開催をさせていただいているところでございます。

なお、本年度は3月上旬に予定をしているところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑は。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 不服の申立てがないということでありまして、各年1回という御  
答弁でありましたが、直近の不服の申立てがあった事例がありますか。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） 直近ではないということでございます。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件のため討論を省略して、会議規則第81条の規定により直ちに  
採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。本案は、討論を省略して直ちに採決することに決  
定しました。

この採決は起立によって行います。日程第7、同意第2号について、原案のとおり決すること  
に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、同意第2号は、原案のとおり可決されま  
した。

---

#### 日程第8. 議案第4号

#### 日程第9. 議案第5号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第8、議案第4号日之影町個人情報保護に関する法律施行  
条例の制定及び日程第9、議案第5号日之影町個人情報保護審査会条例の制定の2件を議題とし  
ます。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

[町長登壇]

○町長（佐藤 貢君） 議案第4号日之影町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についての提案理由を説明いたします。

国の個人情報の保護に関する法律の一部改正により、個人情報の保護に関する規律が同法に一元化されることに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定める必要があるため、日之影町個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するものであります。

主な内容は、開示請求に係る手数料等並びに日之影町個人情報保護審査会への諮問について規定するものであります。

次に、議案第5号日之影町個人情報保護審査会条例の制定についての提案理由を説明いたします。

国の個人情報の保護に関する法律の一部改正により、個人情報の保護に関する規律が同法に一元化されることに伴い、日之影町個人情報保護審査会条例を制定するものであります。

主な内容は、同法及び日之影町個人情報の保護に関する法律施行条例の規定による諮問に応じ審議を行う組織等について規定するものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

[町長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。ただいま提案のありました議案第4号日之影町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定及び議案第5号日之影町個人情報保護審査会条例の制定の2件については、休会中の議案熟読をお願いすることにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号及び議案第5号の2件については、休会中の議案熟読をお願いすることに決定いたしました。

---

#### 日程第10. 議案第6号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第10、議案第6号日之影町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

[町長登壇]

○町長（佐藤 貢君） 議案第6号日之影町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

今回の改正は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の

規定を整備するものであります。

主な改正内容は、家庭的保育事業所等において、児童の安全の確保に関する計画の策定及び自動車を運行する際の園児等の所在確認が義務化されることに伴う規定の追加や、親権者の懲戒権に係る民法上の規定が削除されたことに伴い、関係規定を削除するものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

[町長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 以前、全協で町民福祉課長に御説明いただいたのですが、通園バスと送迎バスの違い、もう一度、説明していただけないでしょうか。

○議長（高館 英嗣君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（押方 誠君） ただいまの質問についてお答えをいたします。

まず、通園バスにつきましては、毎日園児が保育園に通園する際に、その保育園等のバスを利用した、毎日利用している、それが通園バスという定義になります。

送迎バスにつきましては、管外保育、遠足とか、イベントに参加すること、その関係で園児を一時的にバスに乗せて移動するもの、そちらを送迎バスというふうに定義をしているところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 現在、日之影町では、この事業で安全装置の義務化をされるようなバスがないという説明だったと思うのですが、安全装置がつかないということで、今後、町独自で安全装置をつかない分だけ置き去り対策や放置対策などは考えられておられるのでしょうか。

○議長（高館 英嗣君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（押方 誠君） ただいまの質問についてお答えをいたします。

今回の国の基準等の改正につきましては、保育所等の通園バスに置き去りにされた園児が亡くなる事案が全国的に相次いだということを受けまして、児童の安全確保に関する基準が追加されたものでございます。

その中で、国のほうで、子供のバス送迎安全徹底プランというのが示されておりますが、まず1つ目が、園児等の通園や園外活動等のためにバス等を運行する場合は、園児等の自動車への乗降の際に点呼等の方法により園児の所在を確認をする。2つ目につきましては、通園用のバスを運行する場合は、当該自動車にブザー、その他の社内の園児の見落としを防止する装置を装備して、当該装備を用いまして、降車時の確認及び点呼等の方法による園児の所在の確認を、2つの

方法で確認をするということになっております。

この件につきまして、本町の保育園を運営します社会福祉法人のほうにお話をしましたところ、現在、バスの利用は園外保育と運動会の準備等、イベントの参加、それぐらいでしか使っていないということでございました。現在も、バスを運行する際には保育士が2名以上乗員いたしまして、乗降時、降車時に必ず園児の所在を確認をしているということで、今後、義務化されたことに伴いますが、マニュアル等もしっかりと作成をいたして点呼等の確認でやっていきたいということでありましたので、今回の改正に伴いまして、保育園のバスに装備を設置する予定はございません。

今後、また、社会福祉法人のほうからそのような要望等がもしあった場合は、その場でまた協議をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はないでしょうか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 一部改正でありますので、なかなか、この文面だけで理解するちゅうのが非常に難しい部分があるわけでありましたが、第7条の2、これは、福祉課長、一体どういった車になるわけですか。第7条の2、家庭的保育事業者等の括弧書きからずっとあるじゃないですか。読むと、一体どういう車なっとなかというふうな疑問が出てくるんですが、表現がものすごく難しいです。ざっくり簡潔明瞭に、どういった車ですというふうに説明をお願いしたいと思います。

○議長（高館 英嗣君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（押方 誠君） 通園等の際にバスを利用する際には安全装置等の義務付けとなっておりますが、通園を目的としたバス等のうち、座席が2列以下の自動車を除く全ての自動車が原則として安全装置に係る義務付けの対象となるというところで、この内容だけでは非常に難しいわけですが、座席が2列以下の自動車を除く全ての自動車ということで、こちらが安全装置に係る義務付けの対象となるものとなっております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 補足は必要でしょうか。副町長。

○副町長（甲斐 敏弘君） ちょっと説明を追加させていただきます。

第7条の2につきましては、安全計画の策定等という題が付いておりますが、この家庭的保育事業等につきましては、定員が1名から5名の園児を賄うというか、定員1名から5名の園児に対象した事業所について、家庭的保育事業者ということで定義されております。

本町には、当然、この事業者はありません。この1名から5名の事業者に対して、安全計画を

策定をして、それに基づいた運用をなささいということが、ざっくり言うところには書いてあることとあります。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 確かに日之影町にはその施設はないわけではありますが、恐らく高千穂あたりが該当するのかなというふうに思いますが、この内容が、前向き以外の座席、言うなら、横向きに座る車とかはだめですということなんだろうと思うんです。思うんですが、これをずっと読んでいくと、態様を勘案してというふうな文章になっていますので、態様も、状態の態に様子の様です。だから、早い話がどういう車ならいいちゅうことなのか。逐条解説かなんかがないと、この文章だけで車をイメージしてイラストを描いてくださいちゅうたら、10人中9人はこの車は図面にして描けません。キャリア組が考えた文章でしょうけども、6大出校を出た人たちが、我々には、我々と言ったら失礼ですが、私には到底理解不能だというふうに思うんです。結局、結論を言えばどういう車になつということでした。

そういうことで、もうこれ以上聞いたって分かりませんので、よろしいです。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第10、議案第6号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第11. 議案第7号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第11、議案第7号日之影町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第7号日之影町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営

に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

今回の改正は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の規定を整備するものであります。

改正内容は、親権者の懲戒権に係る民法上の規定が削除されたことに伴い、関係規定を削除するものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。河野學君。

○議員（7番 河野 學君） ここで出てくる特定子どもといたら、どういう子供になるんですか。

○議長（高館 英嗣君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（押方 誠君） この特定教育・保育施設につきましては、認定こども園、幼稚園、保育園が該当となりまして、本町の2園がこちらに該当いたします。

特定地域型保育事業というのは、先ほど議案第6号にありました家庭的保育事業を指すものでございます。

特定教育・保育施設につきましては、ちょっと手元に資料等を持ってきておりませんので、後ほど御回答させていただきたいと思っております。申しわけございません。

○議長（高館 英嗣君） 後ほどの回答ということでよろしいでしょうか。河野議員が聞いたかったのはあれですよ。河野學君。

○議員（7番 河野 學君） 副町長は分かっちゃらんですか。なら、あとでいいです。

○議長（高館 英嗣君） 今の質問は、特定の子供とはということが質問だったと思っておりますので、その点も踏まえて回答をお願いしたいと思います。後ほどお願いしたいと思います。

ほかに質疑はないでしょうか。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 親権者の懲戒権に係る民法上の規定が削除となっておりますが、私なりに解釈すると、親権者の懲戒権に係るというところは、親の過度なしつけを防止するために規定が削除されたと思っておるのですが、この条例が一部を改正されて町内の保育はどう変わるのかというところを町民福祉課長にお尋ねしたいです。

○議長（高館 英嗣君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（押方 誠君） ただいまの質問についてお答えをいたします。

議員がおっしゃられるように、しつけといった体罰をしないということで、民法のほうで、監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができるという規定がございました。こちら



の規定を口実に児童虐待を正当化するという指摘が今回出たということで、民法上で削除をされたために、今回、関係条文を削除するものでございます。

いわゆるしつけ、教育としての体罰を当然してはならないことでございます。保育所等におきましても、今までも当然体罰等を実施したということもございませんし、そちらにつきましても、各保育園の運営実施主体者が気を付けて取り組んでいただいているということでもありますので、体罰はだめだということでそれを規定から外して、体罰はだめということを施設の運営に関わる皆さんに体罰等をしない保育園の運営にこれからも取り組んでいただくということになります。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 保育園の運営もそうなのですが、民法上で懲戒権を削除されたことによって、保育園に登園されるときに少し顔や体に傷があったと、そこに気付くのは多分保育している側だと思うんですけど、そういったときに、もしもそういうことがあったらどうされるのかというところをお伺いします。

○議長（高館 英嗣君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（押方 誠君） 子供に異変があったときは、町民福祉課なり、保健センターなり、それぞれ関係機関に、この件を含まずいろいろと報告をしていただいております。今後も引き続き異変を感じた場合は関係機関に報告をしていただいて、それから対処をしていくということになります。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第11、議案第7号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12. 議案第8号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第12、議案第8号日之影町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第8号日之影町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

今回の改正は、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の規定を整備するものであります。

主な改正内容は、放課後児童健全育成事業者において、児童の安全の確保に関する計画の策定及び自動車を運行する際の児童等の所在確認が義務化されることに伴い、規定を追加するものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。甲斐睦彦君。

○議員（5番 甲斐 睦彦君） 本町において、放課後児童健全育成事業者、この事業者は何社ぐらい、どのような事業者がおられるのか説明願いたいと思います。

○議長（高館 英嗣君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（押方 誠君） 放課後児童健全育成事業につきましては、いわゆる児童クラブといわれておるものでして、社会福祉法人等がこの事業を実施できることとなっておりますが、本町では、この事業を実施している法人等はございません。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第12、議案第8号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

日程第13. 議案第9号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第13、議案第9号日之影町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

[町長登壇]

○町長（佐藤 貢君） 議案第9号日之影町国民健康保険条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

今回の改正は、国の健康保険法施行令等の一部改正する政令により、出産育児一時金が現在の42万円から全国一律で50万円に引き上げられ、令和5年4月1日から施行されることに伴い、日之影町国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、日之影町国民健康保険の被保険者に関する出産育児一時金の額を40万8,000円から48万8,000円に引き上げるものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

[町長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） これは非常に喜ばしいことではございますが、ちなみに、本町では、昨年度、どれぐらいの方々が出生をされたものか。当然、直近で数値は出しておるんだろうというふうに思いますが、お聞かせください。

○議長（高館 英嗣君） 税務課長。

○税務課長（谷川 靖君） 甲斐議員の御質問ですが、町内出生数の全体は、申しわけないですけど、把握していないんですけど、国保に該当するのは2名の方でした。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 今回の国民健康保険条例の一部の改正ですから、当該該当した人が2名というような御説明だったんだろうと思いますが、関連がございますので、過年度分、全体で日之影町の出生者どれぐらいおったのか、町民福祉課のほうが所管しちょっとかね。もしあればお聞かせください。

○議長（高館 英嗣君） 保健センター所長。

○保健センター所長（丹波 昌二君） 令和4年度につきましては、ちょっと自信がありませんが、18名から20名だったかというふうに記憶をしているところです。

前年度より若干、今年度は三つ子ちゃんもできたということで、昨年度よりは出生者が多いように見受けられます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はないでしょうか。甲斐睦彦君。

○議員（5番 甲斐 睦彦君） 説明によると、全国の自治体が50万円に引き上げられたということなんですが、本町においては48万8,000円に引き上げるということですけど、この金額の差というのはどういうことでしょうか。

○議長（高館 英嗣君） 税務課長。

○税務課長（谷川 靖君） 睦彦議員の御質問にお答えします。

その差につきましては、産科医療補償制度というものがございまして、そちらのほうでその差額を負担する、産科医療補償制度というのが、万一、分娩の際に重度の脳性まひとなった場合とか、そういったときの補償をするという制度で、そちらのほうから差額が出るような形になります。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第13、議案第9号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

それでは、お諮りしたいのですが、おおむね1時間を経過しました。休憩はよろしいですか。

それでは、ただいまより休憩を10分間とりまして、11時10分より開会したいと思います。

暫時休憩といたします。

午前10時58分休憩

.....  
午前11時10分再開

○議長（高館 英嗣君） それでは、休憩前に引き続きまして再開したいと思います。

再開に先立ちまして、先ほどの町民福祉課長の答弁漏れにつきまして発言をしたいということですので、発言を許したいと思います。町民福祉課長。

○町民福祉課長（押方 誠君） 先ほどの議案第7号につきまして、特定子どもということで御質問がございましたが、特定子ども・子育て支援施設という施設がございまして、この施設は認可外保育施設と言われるものでございまして、まず、国の基準等で保育士等の数が決まっておりますが、保育士等の数を満たさないとか、施設の面積等が国の基準に満たさない施設であるが、別に県のほうで条例を定めております。そちらの条例を満たしている施設を認可外保育施設というものでございまして、こちらは、国、県、市町村からの施設費等はございませんので、園の自主運営という形でやっているのが認可外保育施設ということでございます。

以上でございます。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

---

#### 日程第14. 議案第10号

○議長（高館 英嗣君） それでは、次に、日程第14、議案第10号日之影町公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第10号日之影町公の施設に係る指定管理者の指定についての提案理由を説明いたします。

日之影町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第5条の規定により、鹿川地区交流センターの管理を行わせる指定管理者の候補者として、鹿川地区活性化協議会を選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定の期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間とするものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 地域振興課長にお尋ねします。

指定の期間が令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間となっておりますが、以前は確か3年前、私が移住してきたときに地域おこし協力隊を運営、その時のために入れるなどしておられたのですが、この3年間のあとのことも見据えて、今後、何かプランはあるのかお伺いしたいところです。

○議長（高舘 英嗣君） 地域振興課長。

○地域振興課長（工藤 富士君） ただいまの御質問にお答えいたします。

以前にそういった地域おこし協力隊を活用して事務の一部を賄っていただくなど、そういった工面をしながらの運営の実績はございましたが、残念ながら途中で離職されたという経緯がございます。

地元との協議が進む中で、そういったものは1つの課題ということで上がっておりましたので、地域振興課として、地域おこし協力隊の募集についての体制は、Uターン者、そういった方が返ってこられたらベストであろうという地元の意向も非常に強くございましたので、その体制は準備をしておるところでございます。

以上です。

○議長（高舘 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑は。甲斐睦彦君。

○議員（5番 甲斐 睦彦君） 議案書に協議会の収支決算書を添付していただいております。この中に委託料が収入の部にあるんですが、この委託料の算定基礎というのを御説明願いたいと思います。

○議長（高舘 英嗣君） 地域振興課長。

○地域振興課長（工藤 富士君） 令和(平成)22年にオープンした折には75万円の委託料、基本的な人件費、また、それに賄います食事等の材料代、そういったものを踏まえたものに、収入につきましては500名を想定し、委託料の算定を行ったところでございます。22年以降、75万円という数字を算定しながら予算化を進めてきたということでございます。

以上です。

○議長（高舘 英嗣君） 甲斐睦彦君。

○議員（5番 甲斐 睦彦君） 500名を想定して、それ掛ける単価ということでよろしいのでしょうか。

○議長（高舘 英嗣君） 地域振興課長。

○地域振興課長（工藤 富士君） 500名の中に、大人、子供等のバランスを取りながら、その合計を歳入としてみて、委託料を算出しております。

以上でございます。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐睦彦君。

○議員（5番 甲斐 睦彦君） この施設は学校の廃校跡を有効に利用されていると思いますが、また、スポーツ少年団なんかの利用もかなり多いようではありますが、そのスポーツ少年団が利用するときに、例えば補助金とか、そういった枠も設けたらいいんじゃないかと思えますけど、その見解を担当課長、お願いします。

○議長（高館 英嗣君） 地域振興課長。

○地域振興課長（工藤 富士君） ただいまの御質問でございますが、もちろん、そういった推進の中で、十年、十二、三年ですか、運営をしていただいております。

団体割というのがございまして、そういった支援の仕方と言いますか、お得感を提供するサービスも提供しておりますので、さらに、おいでいただいた折には、以前でございますが、監督さん、指導者の無料券を配布しながらのPR活動を延岡の小中並びに高等学校等に行った経緯がございますが、そういった取組の再開等もコロナがあげまして、しやすい状況が生まれてまいりますので、そういった誘客を含めながらPR活動にも積極的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 鹿川中学校跡地が指定管理制度になりまして、今、御説明がありますように、もう十六、七年ぐらいになりますか。建物等についても経年劣化を一部している部所があるのかどうか存じ上げませんが、そういう心配は現時点ではないんですか。

校舎があり、プールがあり、体育館ありということでもありますから、常にそういったのは行政として聞き取り等々はされておると思うんですが、何か現状でそういう不具合なり、今後予想されるような改修等を含めて何もないのか。

○議長（高館 英嗣君） 地域振興課長。

○地域振興課長（工藤 富士君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

現在のところ、大規模的な改修に係る事案は発生しておりません。ただ、こまめに足を運ぶ中に、そういった地元の要望なり、施設管理に関するこまめな対応はしていきたい。

今後、想定されますのが、老朽化によります雨漏り等がちょっと心配している部分もございます。特に体育館あたりにつきましては、上のほうに落ち葉等がたまって事例がよく発生しますが、そういったような内容もちょうと危惧している部分はございますが、清掃なり、そういったものを含めながら、一緒になって管理のほうは適切に行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） できる限りですね、今、その受け皿となっておられる活性化協議会の方々のために、何とか行政としても背中を押すような努力をしてほしいなというふうに思います。

非常に景観もよくて、アフターコロナ後は、やっぱりあぁいった自然の中での様々な取組がやっと目の目を見えると言いますか、非常に当町はすばらしいところでもありますので、そういったものを常に心に置いて後押しをお願いしたいなというふうに思いますが、今からまたこれは審査になるわけではありますが、ここの決算、大変大きな繰越しを持っておるようでもありますけれども、既に質問がありましたように、委託料の算定基礎と基準が示されておりますが、今年の当初予算はもう作成は当然していますから、議会が始まりましたので、もう反映はしているんだろうというふうに思いますが、その75万円という算定基準からどうですか。どういうふう変わったのかお聞かせください。

○議長（高館 英嗣君） 地域振興課長。

○地域振興課長（工藤 富士君） 先ほど申しました75万円の委託料から、令和3年度に委託料の見直しということで、これは町内の委託料の算定の統一化ということでございまして、そういった流れの中に、維持に伴います通信運搬費、燃料費等々を追加した経緯が令和3年度はございます。この折が99万6,000円でございます。

併せまして、令和4年度につきましては、そういった内容の実績を踏まえて89万6,000円になった経緯がございます。

また、本年度につきましては、先ほどもありましたように、繰越金等を踏まえながら89万6,000円の予算化をさせていただきました。ただ、繰越金のほうも毎年増額程度上がっておりますが、先ほど申しましたように、コロナ禍による先進地視察の未実施とか、町内の各種イベント等の参加、祭り自体がなくなったというものとか、あとは、各種会議の自粛等の日当の不用額という形でございます。

また、広報広告活動につきましても、外のほうに足を運ぶ経緯はございませんでしたので、そういったものの再開に充てたいと思っておりますし、また、今、うちのほうもワーケーション等に積極的に取り組んでおりますが、あそこにも関係はございますので、そういったものの御提案をしていながら有効に活用していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 指定管理、受け皿の当地区の。ここの年齢別の状況を見ますと、発足当時からするとそれは仕方ないことではございますが、スタッフの確保なり、そのバックアップ



体制を担当課長としてどういうふう考えておるかお聞かせください。

○議長（高館 英嗣君） 地域振興課長。

○地域振興課長（工藤 富士君） 意見のすり合わせと言いますか、意見交換会をする中に、やっぱり御高齢に対する不安というのは若干あるようにも考えております。

ただ、以前から地元の意向を踏まえて整備した通称つりがねでございますが、ここに対する思いは非常に強いというふうに思っておるところでございます。

そうした中に、最低限3名の調理師資格者の確保とか、そういうのも確認を取れましたし、今後、平均高齢化率が70歳、70%を超えておりますが、そういった後継者対策についても、この3年間、すぐ来ますので、期間をもって、いろんな皆さんとの情報交換の中に適切な人材の確保、40代、よければ30代、そういった皆さんが、先ほど言いましたようにUターンしておいでいただくなど、そういった仕組みなり、仕掛けなり、心がけていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） ぜひバックアップをよろしくお願ひしたいと思いますが、ちなみに、この施設は自家発電設備はあったんですか。それから、GPS関係は。自家発電装置、発電機等は。お聞かせください。

○議長（高館 英嗣君） 地域振興課長。

○地域振興課長（工藤 富士君） ただいまの御質問ですが、自家発電の機能はございません。通常の電気の中に薪ストーブで暖を取る施設はございます。おいでいただいた方には薪ストーブで楽しんでいただくような、そういったサービスの提供もしておりますので、状況としては以上でございます。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） ふんだんにある薪を利用するのは自然エネルギーで経費も要らないということでもありますからいいんですが、当施設は、災害時の避難箇所にもなっておるんじゃないかというふうに思いますが、万が一、昨年の例を挙げれば、台風等々で断線したりすれば、もう電気はストップというような状況でありますので、やっぱりああいう施設には、でき得る限り、大きな奴じゃなくてもいいと思うんです。少し個人が持つ分では手が余るような、でも本格的なものではない、中間ぐらいの、どういう表現をしていいか分かりませんが、そういうのがやっぱりあることによって、そういった不安解消等にもつながるんじゃないかというふうに思っておりますが、そういう原資の確保もしっかり、また、関係機関と協議をされて、もし、そういうのが用意できるような補助体制でもあれば、御一考願うといいかというふうにも思いますがいか

がでしょうか。

○議長（高館 英嗣君） 地域振興課長。

○地域振興課長（工藤 富士君） 今、御提案のとおりでございます、そういったシステムなり新たに構築すれば、避難者の皆さんにも安心安全を提供できますし、さらには、宿泊者のサービスの向上にもつながるといふふうに認識しております。

関係課とありましたように、総務課、また、いろんな関係団体と検討をしていきながら、財源の確保につきましても、そういった簡易宿所という機能の中に、小学校の跡地活用とか、そういった有利な状況もございますので、検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第14、議案第10号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15. 議案第11号

#### 日程第16. 議案第12号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第15、議案第11号日之影町道路線の認定について及び日程第16、議案第12号日之影町道路線の認定についての2件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第11号日之影町道路線（下顔上線）の認定について提案理由を説明いたします。

本路線は、町道下顔中川線から下顔集落内の民家に通じる道路で、生活に欠かせない道路であります。

よって、町道下顔中川線交差部から民家までの延長230メートルを町道下顔上線として新た

に認定し、町道として管理したいので、道路法第8条第2項に基づき議会の議決を求めるもの  
あります。

次に、議案第12号日之影町道路線（一の水西線）の認定について提案理由を説明いたします。

本路線は、町道一の水西線から一の水集落内の民家に通じる道路で、生活に欠かせない道路で  
あります。

よって、町道一の水西線交差部から民家入口までの延長130メートルを町道一の水西線とし  
て新たに認定し、町道として管理したいので、道路法第8条第2項に基づき議会の議決を求める  
ものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高舘 英嗣君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。ただいま提案のありました日之影町道路線の認定について2件については、会  
期中に現地調査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高舘 英嗣君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号及び議案第12号の2件に  
ついては、会期中の現地調査をすることに決定しました。

---

### 日程第17. 議案第13号

○議長（高舘 英嗣君） 次に、日程第17、議案第13号工事請負変更契約の締結についてを議  
題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第13号工事請負変更契約の締結についての提案理由を説明いたし  
ます。

令和3年度、林道施設災害復旧事業、二子山西線（1号箇所）林道災害復旧工事は、令和3年  
12月7日に議会の議決をいただき契約した工事ではありますが、令和4年7月20日に変更契約  
の議決をいただき、その後、令和4年9月に襲来しました台風11号及び14号によりのり面が  
崩壊したため、工事費を変更するものであります。

それにより、工事請負金額が1,723万7,710円増加し9,895万690円となりました  
ので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づ  
き議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

[町長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 本件につきましても、全員協議会である程度のお話を聞かせていただきました。非常に山そのものが崩壊しやすい地形ということだろうというふうに思いますし、業者の方におかれても、これはまた大変だろうというふうな認識はしておりますが、標高が高い場所ですので、我々素人は全く分からない部分はあるんですけども、やっぱりこの現場は湧水か何かを考えられるものですか。例えば山そのものが壊れやすい、それに合わせて水道があるみたいな、そういうことはどうなんでしょう。

ずっと以前に現場のほうを行かせていただいたんですけども、あれが路面水なのかどうか分かりませんが、路面が最初に崩落をしたということでありましたが、やっぱり、水道というものが高いとはいえ、そこあたりは課長として何か認識をされてますでしょうか。

○議長（高館 英嗣君） 農林振興課長。

○農林振興課長（平川 誠二君） 御質問にお答えします。

この二子山西線の災害箇所につきましては、当初、崩落の原因といたしまして、北向きで軟弱な地盤であったというところで、冬期の、冬の間、凍結と融解を繰り返して地盤が不安定になって崩落したということで当初ありました。その中で、令和4年の台風によりまして、再度、斜面が崩壊をしたというところであります。

崩壊した原因を調査しておる中で、確かに、先ほど議員がおっしゃられましたとおり、湧水箇所も確認をしております。その湧水箇所につきましては確認をいたしましたので、今回、これから行います吹きつけ工事の中で、その湧水の現場処理等について適切な工事執行を行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） にわかにはなかなか理解しがたいです。あの高い標高の中で湧水というのが。

ちなみに、既存の道路より上部、上からの湧水なのか、あるいは、既存道路の下部のほうなのか、もし御存じであればお聞かせください。

○議長（高館 英嗣君） 農林振興課長。

○農林振興課長（平川 誠二君） 既存の道路より上部、上のほうに湧水箇所を検知しております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） あそこで標高はどれぐらいかちょっと忘れちゃったけれども、既存の道路より上に湧水があるちゅうのは、しかしびっくりです。私たちは素人で、ああいうところに何で水道があつとかというのが本当に理解しがたいんですが、課長の御答弁では既存の道路より上ちゅうことになれば、もうちょっと、そういう経験がおありになるかどうか、総務課長も農林振興課長は長かったわけですが、そういう事例ちゅうのはるんでしょうね。あれだけ高くても、やっぱり湧水が出るちゅうのは。

それと、当該路線は例の風車の運行経路になっちよるじゃないですか。工事請負に資する、今日、議案で上がっていますが、図面を見ますと、工期が3月24日というふうに、今月末ということになっておりますが、結局、それをクリアしないと運行経路は通すことはままならないということでしょうか。

○議長（高舘 英嗣君） 農林振興課長。

○農林振興課長（平川 誠二君） お答えします。

現在、風車建設の工事車両の通行が3月から始まっております。その件につきまして、風車建設会社、また、その運行を委託されておる業者、それと、当該地の建設会社の木田建設様と私たち農林振興課で、3者で、この工事現場の通行、道路運行について協議を1月にしております。その際に、私たち行政の側からJREさん、また、その運行会社には申入れを数点させていただいております。

まず1つ目は、この工事自体が繰越工事でありまして、3月24日が工期となっておりますので、その工期は守っていただきたい、守っていただくように木田建設様と協議をしていただきたいということがまず1点でございました。

あと、現在、新たに山手側に追い込んだ線形の下部分を補強工事を行ってございましたので、その補強工事が完成するまでは通ってはいけないということで、補強工事が完了後に通行をしていただきたいということでお願いをいたしました。

最後に、重量物が通ることになりますので、その通行に当たっては路面を傷めないように工夫をお願いしますということで協議をしまして、その点につきまして、業者様から御納得いただいて、それに基づいて、現在、木田建設様とJRE様とで運行の計画を練っていただいております。

この3月中の運行につきましては、木田建設様の上部ののり砕工、あと、舗装工が残っておりますので、その工程を見て、通る時間、通る日をうまく設定していただいて、調整をして、今、3月中の通行は計画がなされているというところでございます。

以上です。

○議長（高舘 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 御丁寧な説明で十分理解をいたしました。

ちなみに、湧水のこだわってえらい申しわけないんですが、当該現場から出る湧水、今もなお出ているんですか。もし、それが今もなお少しでも出ているのであれば、それをモルタル吹きつけなのか、のり枠はどうするのか存じ上げませんが、地主の許可を得て、地主が許可ちょうか、その分は買上げになるわけでしょうから、何かパイプを差し込んでどこかに引っ張って、安全安心なところに小さい手洗いタンクでも置いて、水は自然の恵みの水かなんかでいっちゃんないですか、あれだけ上部から出るような。どれだけの量がでよっとか、どうなのか分かりませんが、何か言い工面はできもんでしょうか。

○議長（高館 英嗣君） 農林振興課長。

○農林振興課長（平川 誠二君） 湧水につきましては、現状、3月、いや2月の現段階で湧水を確認しておりますので、この時期に水が出ているということは、通年、水は出るのかというところで認識しております。

この湧水につきましては、モルタル吹きつけ工、のり枠工を工事施工する中で、その水を側溝に落とすような形で、今のところ、工事は進行しております。

また、先ほどおっしゃられましたような水の活用というか、そういったものについては、また山主さんとの話等も出てきますので、工期、あと短いですがけれども、そこら辺につきましては検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 既存の施工では側溝にそのまま落として、そのままどっち勾配か知りませんが、自然的に流れると。

ただ、林道ですから、蓋がないと思うんです設計上では、恐らく設計上では。そこに、こっちで言うごうそうがたまって、また、イノシシやらが掘りまくって景觀を悪くするっちゃんないかと。例えば、水が常時、今、あるちゅうことになれば、側溝は、常に、いつも湿った状態か流水があるということでしょうから、そうなれば、ミミズやら何やらというようなことも考えられますので、景觀保全と維持のためにも、そんげなすばらしい湧水がもし出よるとすれば、うまいと工面して塩ビのパイプあたりでしばらく引いて、ちょっとしたことはできんかとふと思いましたので、ぜひ、そういう自然の有効活用というのもやってみるのもいっちゃんねえかなと。工期は短くなりましたけれども、また、課長のほうに少しこれを考えていただいて、あとで、あらまこっちゃんもうたということのねえよにさせていただけたらありがたいというふうに思いますので、あとはまた課長の御判断でよろしくお願いいたします。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第17、議案第13号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

それでは、ちょっとお諮りしたいのですが、議案第14号以降、そのまま継続しますと1時間以上かかることが予想されますが、このまま続けてもよろしいでしょうか。小谷幸治君。

○議員（2番 小谷 幸治君） 施政方針だけを12時までにしていただいて、12時になるか分かりませんが、いま説明していただいて、そのあと、提案理由等については午後からということをお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（高館 英嗣君） それでは、ただいま施政方針までを行ってという提案がありましたが、御異議ないでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） それでは、継続させていただきます。

---

日程第18. 議案第14号

日程第19. 議案第15号

日程第20. 議案第16号

日程第21. 議案第17号

日程第22. 議案第18号

日程第23. 議案第19号

日程第24. 議案第20号

日程第25. 議案第21号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第18、議案第14号令和5年度日之影町一般会計予算から日程第25、議案第21号令和5年度日之影町後期高齢者医療特別会計予算までの8議案を一括議題とし、提案理由の説明を求めたいと思います。

施政方針までをお願いしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 提案理由の前に施政方針をお願いしたいと思います。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案の提案理由を説明する前に、令和5年度の施政方針を説明させていただきます。

令和5年第1回議会定例会に当たりまして、令和5年度の町政運営に対する方針の一端を申し上げます。

政府は、国内外の環境の構造変化に伴う社会課題の解決に向けた取組自体を、付加価値創造の源泉として成長戦略に位置付け、経済社会の構造を変化に対してより強靱で持続可能なものに変革する新しい資本主義を起動することとしております。一方、地方財政につきましては、地方交付税の総額は令和4年度を上回る額を確保するものの、社会保障費の増加が見込まれ、引き続き厳しい状況にあると言えます。

本町の財政状況を見てもみますと、令和3年度決算では、地方交付税や国県支出金などの依存財源の歳入全体に対する比率は84.3%と依然高くなっております。一方、歳出では、人件費、扶助費、公債費の義務的経費はいずれも増加しており、これまでの新庁舎建設などの大規模事業に伴います起債発行により、財政健全化指標であります実質交際費率や将来負担比率の上昇が見込まれております。

このような財政状況を全職員が十分に理解した上で、令和5年度の予算編成については、各施策、事務事業において、限られた財源を最大限有効に活用することで、第5次日之影町長期総合計画及び日之影町地域創生総合戦略等の施策の相互連携を図りながら、美しく豊かな自然環境を生かしたまちづくりを積極的に進め、「住む喜びを実感し、笑顔あふれる光さすまち日之影」の実現に向けまして、1つ、ウィズコロナの対応と地域活性化、2、未来を拓く次世代育成と一人ひとりが主役のまちづくり、3、魅力と資源を生かした農林業、商工業、観光の振興、4、共に支え合い喜びを感じる健やかなまちづくり、5、住み続けたい安心便利なまちづくりの5つを重点施策といたしまして、前年度比18億2,000万円、37.2%増の67億1,000万円で編成したところであります。

増額となりました主な要因としましては、令和4年、台風14号に伴います災害復旧費が17億3,500万円となったところであります。なお、災害復旧につきましては、早期復旧に向け、町民の皆様の御協力をいただきながら、計画的に実施しているところであります。

これらの貴重な予算の執行につきましては、各施策の実現に向け、職員一丸となって最大限努力してまいりたいと考えております。

それでは、各重点項目別に申し上げます。

まず1点目のウィズコロナの対応と地域活性化についてであります。



新型コロナウイルス感染症が確認されて3年が経過しました。いまだ治療法など確立されておりませんが、国におきましては、5月より感染症の区分を引き下げることとされており。コロナ禍におきまして、地域の祭りや敬老会などの行事が中止や縮小され、今後もコロナ禍前のように行事が開催されないなど、地域コミュニティ機能が失われていくことが懸念されておりますが、地域コミュニティの中心的役割を担っております公民館活動を引き続き支援し、地域住民の交流促進や地域の活性化につながる取組を進めてまいります。

また、新型コロナウイルスの影響によりまして、落ち込んだ経済の回復を図るため、商工会や商工業者への通常支援の継続とともに、宮崎県と協調しましたプレミアム商品券の発行やイベント等の再開など、関係機関との連携を密に取りながら、地域消費の喚起により、地域経済の活性化に努めてまいります。

農林業への対策としましては、市場の動向を注視し、情報収集に努めるとともに、生産組織及び国県などの関係機関と情報共有を行い、必要に応じた対策を講じることで、安心した生産活動に取り組んでもらえるよう支援してまいります。

次に、2点目の未来を拓く次世代育成と一人一人が主役のまちづくりについてであります。

次代を担う子供たちは地域の宝であり、地域全体で育ていかなければならないと考えております。未来を拓く次世代育成につきましては、引き続き、日之影町子育て応援基金を活用いたしまして、出産祝金の支給、0歳から中学校終了までの医療費全額助成、第3子以降の保育料の無償化と保育料の軽減、不妊治療費の助成、乳幼児健診の実施、放課後子ども教室の運営助成、中学校入学支援金、学校給食費の無償化、公費支援型学習塾の運営、未来づくり推進事業による青少年をはじめとする人材育成等を行ってまいります。

また、子ども・子育て支援交付金事業を活用しまして、乳児家庭全戸訪問事業や延長保育事業を行うなど、妊産婦、子育て家庭のニーズを把握し、必要なサービスが円滑に利用できるよう支援してまいります。

さらに、安心して産み育てる環境の整備につきましては、出産子育て応援交付金を活用し、全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産子育てができる環境整備に努めるとともに、引き続き妊産婦健診、産後ケア事業、新生児聴覚検査、任意予防接種の費用助成、歯科検診、子ども広場、就学援助等の事業を実施します。

また、今年度より町単独でひのかげベビー応援金を開始、妊婦及び子育て世帯への経済的負担軽減を図ります。

併せて、子育て世代包括支援センター機能と子ども家庭総合支援拠点の機能を合わせた母子保健と児童福祉の一体的な支援として、子ども家庭センターの令和6年度設置に向けて、妊娠期から子育て期までの切れ目のないさらなる支援を連携して行ってまいります。

学校教育の推進につきましては、児童生徒一人ひとりが健やかな体、豊かな心、優れた知性を持ち合わせ、心身ともに調和のとれた児童生徒を育成するため、日之影学びのスタイルに基づく授業の実践やキャリア教育などの充実に努めてまいります。

主体的、対話的で深い学びの実現に向けた取組や学習活動をサポートする特別支援教育支援員や教育補助員、複式学級解消、非常勤講師など、配置を継続いたします。

小中学校では、令和3年度から新学習指導要領による教育が実施されておりますが、文部科学省より示されました社会に開かれた教育課程の実現のため、本町では、令和3年度より、学校、家庭、地域が一体となって学校運営に取り組むコミュニティスクールを取り入れ、地域や保護者との連携をさらに強化することで、児童生徒の望ましいキャリア形成を踏まえた地域とともにある開かれた学校づくりを目指し、教育の日や学校と地域をつなぐ小中学校音楽祭などの行事をはじめ、教育活動に部活動指導員などの幅広い地域の人材やボランティアなどを積極的に活用する地域学校協働本部と連携し、地域による児童生徒の学びを支えていただくとともに、学校を核とした地域活動の活性化につなげてまいりたいと考えております。

学習環境につきましては、令和3年度までに導入しました一人1台のタブレット端末や電子黒板等の機器及びデジタル教科書の活用を含めたICT活用、学校での授業はもちろん、必要に応じてのオンライン学習や家庭学習等で積極的に推進するとともに、教職員のさらなるスキル向上の取組など、GIGAスクール構想に基づく時代に必要となる教育環境の実現に努めてまいります。

学校施設・学習環境の整備につきましては、定期的な安全点検と学校個別施設計画を基に計画的な整備を進めておりますが、各学校施設の修繕とともに、国の学校施設バリアフリー化推進指針で、令和7年度までに緊急かつ集中的に整備を行うよう示されており、要配慮児童生徒が在籍する学校にエレベーターを設置するなど、バリアフリー化の取組を推進してまいります。

登下校時の安全対策として、スクールバスの安全な運行や、県、警察、学校や地域、関連団体との連携を図りながら、通学路の安全確保に努めるとともに、放課後子ども教室などの活動によりまして、9年間を安全安心に学べる環境の整備に努めてまいります。

社会教育・生涯学習の振興につきましては、生涯学習講座のさらなる充実や町立図書館や高齢者大学などとの連携を図り、心豊かで生きがいのある生涯学習社会の形成を目指してまいります。

町立図書館の運営に当たりましては、多様なニーズに対応するため、学校、家庭教育関係者、文化財関係者などで構成します図書館運営協議会を開催し、地域に根差した質の高いサービスを提供するとともに、ホームページの管理運営など、広報啓発活動の充実に努めておりますが、今後、さらに、愛称やキャラクターを活用するなど、乳幼児から高齢者までの全ての世代が気軽に立ち寄り、共に学び合える環境づくりを推進してまいります。

文化・芸能活動につきましても、多目的ホールなどを拠点として効果的に活用してまいります。また、文化・芸能団体への継続的な支援を行うとともに、本町が誇る貴重な郷土芸能の継承、保存への取組を強化し、郷土文化及び文化財の保護意識の高揚に努めてまいります。

スポーツの振興につきましては、町スポーツ協会への運営支援や種目連盟、地域総合型スポーツクラブ、ひのかげきらめきクラブとの連携を図った地域スポーツの振興、競技力の向上に努めるとともに、地域や利用者からの要望を踏まえ、交流事業等への参加しやすい環境整備や、癒しの森運動公園等の体育施設の適切な施設管理運営に努めてまいります。

また、令和9年度に計画されております第81回国民スポーツ大会等の開催に向けた取組も進めてまいります。

人材育成につきましては、令和元年度より未来づくり推進事業を活用しまして、中学生を対象にシンガポールへの交流派遣し、日之影の未来を築く人材育成を推進してまいりました。令和4年度は、残念ながらコロナ禍の影響によりシンガポールへの交流派遣は中止となり、県内の外国人留学生との交流会に変更しましたが、令和5年度では、グローバルな視野に立った交流派遣などの人材育成を図る取組を行ってまいります。

また、日之影の未来を担う人材育成としまして、青年層を対象に、本町が抱える様々な課題等に対し、自らが主体的に活動できる人材の育成に関係機関と連携して取り組んでまいります。

次に、3点目の魅力と資源を生かした農林業、商工業、観光の振興についてであります。

農家の振興につきましては、農業従事者の高齢化が進展する中、本町において喫緊の課題でもあります新規就農者の確保、担い手対策につきまして、就農初期の収支が不安定な機関への財政支援や、関係機関、団体と連携した研修会による生産力・経済力の向上に努めてまいります。

町内外への情報発信の充実を図り、新規就農者を呼び込むとともに、サポート体制づくりとしまして、株式会社ひのかげアグリファームを拠点とした農業技術指導、習得のシステム構築を進めてまいります。

農地の維持・保全対策につきましては、第5期対策となります中山間地域等直接支払制度や棚田地域振興法に基づいた農業生産活動等への支援を行ってまいります。また、農業委員会と連携しまして、農地中間管理事業を活用した地域の中心となる担い手への農地集積を図り、農地の有効利用を進めるほか、共同利用、機械等への支援によります集落営農を推進してまいります。

株式会社ひのかげアグリファームにつきましては、日之影町担い手協議会との連携、地域おこし協力隊やワーキングホリデー事業等による作業員の確保に努めるとともに、社員の資格取得や新たな機械の導入を行い、年々増加する受託作業への取組を進めてまいります。また、自社生産している農産品の生産向上や消費者ニーズの変化に対応した販路拡大に向けた取組を進め、今後とも町民の要望に応えてまいります。

果樹・野菜・花きの主要品目の生産につきましては、生産意欲の維持・高揚に努めるほか、本町がこれまで築いてきたブランド産地の維持・強化を図るため、市場の動向を注視するとともに、作業の省力化など安心して生産活動が行える体制への支援、また、地域おこし協力隊及び関係機関とタイアップした栽培技術の向上に努めてまいります。

肉用牛の生産振興につきましては、引き続き、畜舎等の条件整備やもと牛導入への支援を実施するとともに、機械導入やICTの活用によります省力化を推進し、生産率向上による経営の安定化を図ってまいります。

農業基盤の整備につきましては、農業従事者の高齢化や担い手不足に、農地の荒廃化の抑制や農業施設の維持管理等の軽減を図るため、各種事業による用水路や農道並びに畦畔等の整備を行ってまいります。

林業の振興につきましては、人材育成、担い手の確保並びに森林整備への支援、有害鳥獣対策、林道整備等への計画的な森林環境譲与税及び企業版ふるさと納税等の有効活用を図るとともに、森林経営管理制度を活用した森林整備を進め、循環型林業の構築、本町林業の活性化に努めてまいります。

また、森林資源を活用したシイタケの生産振興につきましては、種駒、シイタケ原木購入への助成、さらには、高品質なシイタケ生産のため、施設、機械整備への支援による集約的環境の整備を引き続き進め、生産者の労働力及びコスト軽減を図ってまいります。

有害鳥獣対策につきましては、引き続き、電気牧柵、ワイヤメッシュ柵等の侵入防止資材導入への支援を行い、農林産物への被害軽減に努めてまいります。

また、捕獲活動の負担軽減対策や狩猟免許の新規取得者への支援、有害獣捕獲奨励金等の事業による個体数の適正化に努め、関係機関、猟友会、地域と連携した住民一体となった有害鳥獣対策を進めてまいります。

商工業の振興につきましては、引き続き、持続的な経営安定や経営基盤強化のため、商工業育成補助金や商工会事務局体制強化事業補助金等の継続とともに、コロナ禍や物価高騰を踏まえた対策など、ニーズを捉えた支援を検討してまいります。

また、役場跡地につきましては、旧庁舎の解体を済ませ、利用計画、基本計画策定に向けた協議を中央地区活性化協議会と継続しているところでございます。温泉駅や日之影キャンプ村、中央地区の魅力とにぎわいを結び付けまして、中央地区の魅力を生かした、誰もが集い憩える機能を備えた交流施設となるよう計画してまいります。

観光の振興につきましては、九州中央道の整備により経済活動の活性化など多様な効果を期待しているところであります。こうした中、地域おこし協力隊の配置などによります観光協会の体制の強化とともに、新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして、地方や自然への関心が高まって

おります。特に、インターネットを活用しリモートでの業務や仕事、余暇を合わせたワーケーションなど様々な働き方が行われるようになりました。本町におきましても、旅行業者との連携を図りまして、企業版関係人口拡大プロモーション事業を行いました。こうした検証事業を進めながら、ワーケーションから企業誘致や移住促進につなげまして、そこに、森林セラピー、世界農業遺産、ユネスコエコパーク等のブランドを生かしてまいります。

さらに、観光と合わせました物産振興につきましても、首都圏でのほおずき市や都市部での交流物産展を継続して行い、ニーズに合った広報プロモーションを展開し、交流人口・関係人口の増加、ふるさと納税の増額につなげてまいります。

次に、4点目の共に支え合い喜びを感じる健やかなまちづくりについてであります。

地方創生を進めていくためには、町民の行政への参画と協働はなくてはならないものであり、限られた財源の中で、住民の多様な意見や思いを反映していきたいと考えております。

そうした中、令和6年度末をもって終期を迎えます長期総合計画総合戦略の策定を2か年かけて進めてまいります。集落に出向いて、地域・未来ミーティングや町民を対象としたアンケート調査、集落支援員等による水源の里地域の現況、保育園等の集約とともに、公共施設を中心としたLED化や太陽光発電といった再生可能エネルギーの導入や中山間地域の特性を考慮したゼロカーボン社会に向けた新たな政策など、10年後の持続可能な日之影づくりを示していきたいと考えております。

健やかなまちづくりにつきましては、全ての町民が健康で元気に暮らせるよう、住民の健康に関しての知識や意識を高め、健康を維持することが求められます。そのため、各種がん検診、特定健診、ヤング健診等の受診を進め、疾病の早期発見並びに生活習慣病の発症予防及び重症化予防に取り組んでまいります。特に、要指導者に対する保健指導の充実により高血圧疾患や糖尿病及び糖尿病性腎症の重症化予防事業と検診未受診者及び医療機関への受診が必要な方々に対しまして、受診勧奨を行ってまいります。

さらに、職場や公民館等に出向き、健康講座等を開催するなど、あらゆる場面での生活習慣病予防のための食生活改善運動等を進めるとともに、各種検診の受診について啓発活動を行ってまいります。

併せて、高齢者の健康保持、フレイル対策を効果的に実施していくための高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に継続して取り組み、地域での健康課題の分析検討を行い、生活習慣病重症化予防に係る保健事業に取り組んでまいります。

また、運動を習慣化することで、健康を維持する上で大切なことと考えております。コロナの影響などによりまして人が集まって運動する機会が減っておりますが、運動習慣の改善策としまして、データ放送を活用し、本町の伝統文化であります神楽の要素を取り入れた神楽エクササイ

ズの運動啓発をさらに行ってまいります。

病院の医療サービスにつきましては、西臼杵地域における医療連携に係る基本構想に沿った公立病院経営改革強化プランを策定し、西臼杵郡の地域医療体制を維持していくために病床の機能転換を図り、地域のニーズに合った医療体制の確立を目指し、令和6年度の統合に向けた準備を進めてまいります。

高齢者福祉につきましては、高齢者が自立して充実した生活を送るために、高齢者大学や高齢者教室、いきいきサロン、いきいき百歳体操を開催するとともに、引き続き、高齢者クラブの活動を支援してまいります。

また、見守り活動や買い物支援事業など、高齢者が安心して暮らしていけるまちづくりを推進するため、関係機関が連携を図り、取り組んでまいります。

さらに、高齢者福祉計画第8期介護保険事業計画に基づきまして、地域包括支援センターをはじめ高齢者福祉関連機関が連携し、介護保険制度の介護サービス、地域支援事業による介護予防、日常生活支援総合事業サービス、配食サービス、訪問サービス、まさのや等のミニデイサービスや生活支援ハウス、注文宅配等組み合わせるなど、介護福祉サービスの確保を図ってまいります。

障がい者福祉につきましては、障がい者や障がい児が自立した日常生活または社会生活を営むために必要な障がい福祉サービス等が地域において計画的に提供できるよう、第6期日之影町障がい福祉計画（第2期障がい児福祉計画）に基づき、障がい者政策の推進を図ってまいります。

次に、5点目の住み続けたい安全便利なまちづくりについてであります。

近年の多様化、激甚化する自然災害によりまして、日本のみならず世界各地で大規模な災害が発生しており、本町におきましても備えておくことが重要であると考えております。いつ発生するか分からない南海トラフ地震や、各種災害に備え、県や関係機関、地域住民などとの協働によります防災訓練によりまして、防災意識の向上に努めてまいります。

また、防災行政無線や防災情報システム及びSNS等を活用した情報発信によりまして、迅速な防災情報の発信に努めてまいります。

火災や救急救助のほか、自然災害等に対して迅速な対応がとれますよう、高千穂警察署、西臼杵広域消防、消防団との連携を密にしまして、さらなる安全安心なまちづくりに努めてまいります。

また、消防団の人材育成を図るため、県消防学校が実施します研修へ積極的に派遣し、知識と技術の習得による災害活動現場での安全確保と対応力の向上を図るとともに、消防車両や施設、装備の計画的な整備、さらには団員の確保に努め、地域防災力の強化に取り組んでまいります。

防犯活動につきましては、駐在所連絡協議会や各小学校の見守り隊、日之影地域安全少年隊な

どの防犯団体と連携しまして、犯罪のない明るいまちづくりを進めてまいります。

町民の移動手段の確保は、本町のような中山間地域において、高齢者や通学者にとってなくてはならないものでございます。こうした中、令和4年度に日之影町地域公共交通会議を設置しました。地域公共交通の課題を踏まえた今後の方向性について整理を行ったところでございます。

5年度におきましては、この計画に基づき、路線バスとの結節点の見直し、デマンド型の乗り合い交通の実証運行など、具体的な施策について検討を図り、将来的な公共交通体系の確立に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症等により、行政や地域のデジタル化の必要性が高まっています。こうした新たな日常に対応するため、住民サービスの向上につながる分野の洗い出しや行政の効率化に向けたDX推進計画の策定を進めてまいります。

人口減少対策及び移住定住の推進につきましては、移住と定住の両方の視点から、政策の推進に向けた検討を進めてきたところでございます。令和5年度におきましては、若者や単身者、子育て世帯向けの住宅や高齢者等が安心して暮らすことができる住宅の整備を段階的に進めていく検討を行っていききたいというふうに思いますし、その中において、民間事業者による建設促進など、一体的な住宅整備計画を推進してまいります。

また、町営住宅の建て替えを含む老朽化対策を検討しながら、個人住宅の新築や既存住宅の改修、空き家の取得、改修等への支援につきましても継続してまいります。

そのほか、移住相談会への参加、PRや移住定住促進コーディネーターによります移住希望者への相談受付、移住者に対する相談やフォローアップ、移住者を含めた交流会の開催など、ソフト面の取り組みも進めるとともに、人口減少、高齢化が大きな課題となっている水源の里地域におきまして、集落支援員、水源の里支援隊等を配置しましたサポートを継続し、集落の維持活性化に取り組んでまいります。

道路網の整備につきましては、安心して暮らせる社会を実現するため、地域の人たちが求める最も基本的な社会資本であり、極めて重要であります。九州中央自動車道の一部であります高千穂雲海橋道路におきましては、現在、本格的な測量が行われているところでございます。

今後も国や関係機関との連携を図りながら、九州中央自動車道の事業促進及び平底蔵田間の計画段階評価への早期着手につきまして、引き続き各期成会沿線住民一丸となって取り組んでまいります。

また、県道につきましては、依然として整備が遅れていることから、県に対しまして積極的に要望活動を行ってまいります。

町道につきましては、社会資本総合整備交付金事業及び地方創生道整備推進交付金事業並びに道路メンテナンス事業等の国庫補助事業を活用し、計画的に整備を進めてまいります。

水道事業につきましては、簡易水道施設の機器設備の改修、更新を進め、町民の重要な生活基盤である水道の安定した供給に努めてまいります。

以上、令和5年度の主要施策について申し上げましたが、令和5年度予算の執行に当たりましては、財政の健全化はもちろんのこと、常に情報収集に努め、国県の動向を的確に把握し、事業の投資効果等も十分に勘案しながら効率的な行財政の運営に努め、技術的で持続可能な日之影を創生することを目標に、施策執行に努めてまいります。

今後とも議会、並びに住民の皆様方の御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げ、令和4年度の施政方針とさせていただきます。

以上でございます。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） それでは、ただいま施政方針が述べられました。

提案理由の説明以降は午後からの議事としたいと思います。

13時より午後を始めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） それでは、ただいまより13時まで暫時休憩としたいと思います。

午後0時14分休憩

.....  
午後1時00分再開

○議長（高館 英嗣君） それでは、休憩前に続きまして再開したいと思います。

再開に先立ちまして、まず初めに、先ほど副議長のほうから諮問がありました教育委員のことについて、教育次長から説明がしたいとの申し出がありました。

答弁を許します。教育次長。

○議長（高館 英嗣君） 教育次長。

○教育委員会教育次長（平川 浩二君） 先ほどの教育委員会に关します諮問機関の内容についての質問についてですが、教育委員会は諮問機関ではなく、学校教育の振興、生涯学習・社会教育の振興、芸術・文化の振興、文化財の保護、スポーツの振興について審議していただくということになっておりますので、回答させていただきます。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

それでは、休憩前に引き続きまして、施政方針を除く日程第18、議案第14号令和5年度日之影町一般会計予算から日程第25、議案第21号令和5年度日之影町後期高齢者医療特別会計予算までの8議案を一括議題とし、提案理由の説明を求めたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第14号から議案第21号までの8議案は一括議題とすることに決定しました。  
令和5年度各会計予算8議案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第14号令和5年度日之影町一般会計予算の提案理由を説明いたします。

令和5年度日之影一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ67億1,000万円で、前年度より37.2%増となります。

まず、歳入について申し上げます。

町税は、前年度より6.1%増の3億5,828万7,000円。

地方譲与税は、前年度同額の1億3,962万4,000円。

利子割交付金、配当割交付金及び株式等譲渡所得割交付金は、それぞれ前年度同額の10万円。

法人事業税交付金は、前年度より80.0%増の360万円。

地方消費税交付金は、前年度同額の7,500万円。

環境性能割交付金は、前年度より20.0%増の420万円。

地方特例交付金は、前年度同額の20万円。

地方交付税は、前年度より0.4%増の24億3,000万円。

交通安全対策特別交付金は、前年度同額の50万円。

分担金及び負担金は、前年より32.7%増の3,305万9,000円。

使用料及び手数料は、前年より5.7%減の3,552万7,000円。

国庫支出金は、前年度より288.9%増の13億5,456万1,000円。

県支出金は、前年度より78.3%増の7億7,861万9,000円。

財産収入は、前年度より1.0%減の3,420万7,000円。

寄附金は、前年度より15.5%増の5,890万1,000円。

繰入金は、財政調整基金から2億9,500万円、減債基金から5,000万円、公共施設等整備金から4,500万円、子育て応援基金から2,768万7,000円をそれぞれ繰り入れ、前年度より9.3%増の4億9,847万8,000円。

繰越金は、前年度同額の1,500万円。

諸収入は、前年度より22.6%減の3,693万7,000円。

町債は、前年度より85.7%増の8億5,300万円となります。

次に、歳出について申し上げます。

議会費は、前年度より1.5%増の5,040万2,000円。

総務費は、役場跡地活用事業費等の増により、前年度より18.0%増の11億6,556万2,000円。

民生費は、前年度より4.0%減の8億5,224万7,000円。

衛生費は、前年度より0.7%減の3億9,600万3,000円。

農林水産業費は、集落道整備事業費及び担い手住宅整備事業費等の減により、前年度より12.7%減の6億5,426万8,000円。

商工費は、商品券発行事業及びおかげさまで日之影ライフ補助金等の増により、前年度より9.9%増の1億6,068万7,000円。

土木費は、町道改良事業費等の減により、前年度より33.7%減の3億1,479万6,000円。

消防費は、西臼杵広域行政事務組合負担金等の増により、前年より7.2%増の1億4,943万1,000円。

教育費は、中学校大規模改良事業費等の増により、前年度より45.5%増の4億3,808万2,000円。

災害復旧費は、過年発生農業施設災害復旧事業費の増により、17億5,694万6,000円。

公債費は、前年度より3.3%増の6億7,354万1,000円。

諸支出金は、森林環境譲与税基金費等の増により、前年度より15.7%増の8,908万8,000円。

予備費は、894万7,000円とするものであります。

次に、歳出を性質別に見ますと、義務的経費は、公債費において増加しているものの人件費及び扶助費が減少しており、義務的経費全体で前年度より1.5%減の18億558万5,000円となり、義務的経費が歳出総額に占める割合は26.9%となります。

投資的経費では、普通建設事業費が役場跡地活用事業費及び中学校大規模改良事業費等の増により、前年度より16.4%増の9億5,449万8,000円となります。

また、災害復旧事業費は17億5,796万7,000円となり、投資的経費が歳出総額に占める割合は40.4%で、27億1,246万5,000円となります。

次に、債務負担行為は、長期総合計画策定業務委託事業について期間及び限度額を定め、債務の負担の決定を求めるものであります。

地方債は、令和5年度事業に対して借入れを予定している起債の限度額について決定を求めるものであります。

最後に、一時借入金については借入最高限度額を、歳出予算の流用については流用することのできる経費を定めるものであります。

以上、令和5年度一般会計予算の概要を説明いたしましたが、別紙、一般会計予算対前年度比較表及び投資的事業の概要についても参考にしていただきたいと思います。

次に、議案第15号令和5年度日之影町国民健康保険病院事業会計予算の提案理由を説明いたします。

令和5年度日之影町国民健康保険病院事業につきまして、西臼杵地域における医療連携に係る基本構想に基づき、入院患者数を1日平均43人、外来患者数1日平均82人として、収益並びに必要な経費を見込み、予算を計上いたしました。

まず、収益的収入及び支出について前年度比で申し上げます。

収入は、医業収益が5.3%増の5億3,614万4,000円、医業外収益が3.3%増の1億8,385万6,000円で、収入の合計額は4.8%増の7億2,000万円であります。

支出は、医業費用が5.2%増の7億154万4,000円、医業外費用が26.1%減の677万9,000円、特別損失が100万円、予備費が67万7,000円で、支出の合計額は、収入の合計額と同額の7億2,000万円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

資本的収入は、出資金が1,542万3,000円、企業債が1,040万円、繰入金が440万円で、収入の合計額は3,022万3,000円であります。

支出は、建設改良費が1,775万7,000円、企業債償還金が3,668万1,000円で、資本的支出の合計額は5,443万8,000円であります。

資本的収入額が資本的支出額支出額に対し不足する額2,421万5,000円は、損益勘定留保資金で補填するものであります。

一時借入金の限度額は2億円とし、また、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費4億1,128万9,000円、公債費15万円であります。

一般会計補助金は、財政補助金1億6,000万円、企業債利子補助金220万3,000円、企業債元金償還補助金1,542万3,000円、棚卸資産の購入限度額を2億4,000万円と定め、重要な資産の取得については、X線テレビシステムを購入するものであります。

次に、議案第16号令和5年度日之影町国民健康保険事業特別会計予算の提案理由を説明いたします。

令和5年度日之影町国民健康保険事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億35万2,000円と定めるものであります。

まず、歳入について申し上げます。

国民健康保険税は前年度より6.2%増の8,595万7,000円、一部負担金は4,000円、使用料及び手数料は1,000円、県支出金は保険給付費等交付金で前年度より24.3%減の

4億5,660万3,000円、財産収入は1,000円、繰入金は保険基盤安定繰入金など一般会計繰入金で5,502万4,000円、繰越金は1,000円、諸収入は特定健診審査等受託料などで276万1,000円とするものであります。

次に、歳出について申し上げます。

総務費は人件費などで1,721万7,000円、保険給付費は療養諸費と高額療養費などで、前年度より19.2%減の4億2,544万9,000円、国民健康保険事業費納付金は医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分で1億3,304万7,000円、保健事業費は保健衛生普及費と特定健診等事業費などで1,750万2,000円、積立金と共同事業拠出金はそれぞれ1,000円、諸支出金は、保険税の還付金、病院会計繰出金などで前年度より84.9%減の634万4,000円、予備費は79万1,000円とするものであります。

次に、議案第17号令和5年度日之影町簡易水道事業特別会計予算の提案理由を説明いたします。

令和5年度の日之影町簡易水道事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,127万1,000円と定めるものであります。

まず、歳入について申し上げます。

分担金及び負担金は3万1,000円、使用料及び手数料は4,878万3,000円、財産収入は1,000円、繰入金は548万5,000円、繰越金は15万円、諸収入は2万1,000円、町債は1,680万円とするものであります。

次に、歳出について申し上げます。

衛生費は6,050万7,000円、公債費は1,061万4,000円、予備費は15万円とするものであります。

次に、議案第19号令和5年度日之影町農業集落排水事業特別会計予算の提案理由を説明いたします。大変失礼いたします。訂正させていただきます。

次に、議案第18号令和5年度日之影町奨学資金事業特別会計予算の提案理由を説明いたします。

令和5年度の奨学資金事業は、貸付け対象者を、定期貸付けは継続と新規を合わせて、高校生11名、大学生等20名の計31名を予定いたしました。

また、入学一次貸付けは、高校生2名、大学生2名の計4名と予定しました。

令和5年度日之影町奨学資金事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,098万7,000円と定めるものであります。

まず、歳入について申し上げます。

寄附金は1万円、繰入金では一般会計繰入金を357万6,000円、基金繰入金は300万

円、繰越金は1,000円、財産収入を1,000円、諸収入では貸付金収入は439万8,000円、預金利子は1,000円とするものであります。

次に、歳出について申し上げます。

奨学資金は1,098万6,000円、積立金は1,000円とするものであります。

次に、議案第19号令和5年度日之影町農業集落排水事業特別会計予算の提案理由を説明いたします。

令和5年度の日之影町農業集落排水事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,440万5,000円と定めるものであります。

まず、歳入について申し上げます。

使用料及び手数料は579万6,000円、繰入金は980万7,000円、繰越金は1,000円、諸収入は1,000円、町債は880万円とするものであります。

次に、歳出について申し上げます。

農業集落排水事業費は1,451万5,000円、公債費は988万9,000円、予備費は1,000円とするものであります。

次に、議案第20号令和5年度日之影町介護保険特別会計予算の提案理由を説明いたします。

令和5年度日之影町介護保険特別会計予算の保険事業勘定は、第8期介護保険事業計画に基づき、介護サービス費等の保険給付費、地域支援事業費等に必要な経費及び要介護認定等に要する経費を計上し、前年度当初より1,684万4,000円減の6億9,267万5,000円とし、介護サービス事業勘定は、地域包括支援センターの予防プラン作成等の経費で、前年度当初より7万1,000円減の16万円とするものであります。

まず、保険事業勘定の歳入から申し上げます。

保険料は、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料で、9,619万9,000円、使用料及び手数料1,000円、国庫支出金は介護給付費負担金、調整交付金及び地域支援事業等の国庫補助金で1億9,312万3,000円、支払基金交付金は、介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金で1億7,407万6,000円、県支出金は、介護給付費負担金、地域支援事業を交付金等で1億580万8,000円、財産収入は1,000円、繰入金は、介護給付費、地域支援事業費及び事務費等に要する一般会計繰入金等で1億2,340万5,000円、繰越金は1,000円、諸収入は、地域支援事業利用料、預金利子等で6万1,000円とするものであります。

歳出につきましては、総務費は人件費、事務費及び介護認定審査会費で2,706万円、保険給付費は、介護サービス費、介護予防サービス費等で6億2,804万9,000円、地域支援事業費は、包括的支援事業費、任意事業費、及び介護予防事業費で3,748万1,000円、基金

積立金は1,000円、諸支出金は1万7,000円、予備費は6万7,000円とするものであります。

次に、介護サービス事業勘定につきまして、歳入から申し上げます。

サービス収入は、要支援認定者の予防プランの作成料で15万7,000円、繰入金繰越金及び諸収入はそれぞれ1,000円とするものであります。

歳出につきましては、サービス事業費は予防プラン作成に必要な通信費等で15万9,000円、繰出金は1,000円とするものであります。

次に、議案第21号令和5年度日之影町後期高齢者医療特別会計予算の提案理由を説明いたします。

令和5年度日之影町後期高齢者医療特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,868万円と定めるものであります。

まず、歳入について申し上げます。

後期高齢者医療保険料は3,502万1,000円、使用料及び手数料は2,000円、繰入金は2,359万5,000円、諸収入は1万8,000円、繰越金は4万4,000円とするものであります。

次に、歳出について申し上げます。

総務費は4万6,000円、後期高齢者医療広域連合納付金は5,857万円、諸支出金は2万2,000円、予備費は4万2,000円とするものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。ただいま提案されました各会計予算8議案については、3月3日に総括質疑を行い、さらに会期中の議案熟読をお願いすることとし、議会最終日に質疑、討論、採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号から議案第21号までの8議案は、会期中の議案熟読をお願いすることに決定しました。

---

日程第26. 議案第22号

日程第27. 議案第23号

日程第28. 議案第24号

日程第29. 議案第25号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第26、議案第22号令和4年度日之影町一般会計補正予算（第9号）から日程第29、議案第25号令和4年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第4号）までの補正予算4件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第22号令和4年度日之影町一般会計補正予算（第9号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、災害復旧に要する経費、ふるさと応援寄附金に係るふるさと特産品返礼事業及びふるさと応援基金、病院事業会計繰出金のほか、各事業における不用額の整理が補正が主なものであります。

まず、歳入について申し上げます。

町税は、町民税法人税割等で1,036万1,000円の追加。

地方交付税は、普通交付税で1,691万4,000円の追加。

分担金及び負担金は、老人保護費負担金等で852万2,000円の追加。

使用料及び手数料は、運動公園ナイター使用料等で174万4,000円の減額。

国庫支出金は、公共土木施設災害復旧費負担金等で1億7,487万6,000円の減額。

県支出金は、鳥獣被害防止総合対策交付金事業等で2,006万3,000円の減額。

財産収入は、伐採木売払収入等で424万5,000円の追加。

寄附金は、ふるさと応援寄附金等で2,723万円の追加。

繰入金は、森林環境譲与税基金繰入金等で33万1,000円の追加。

諸収入は、水防災事業費受託事業収入等で736万3,000円の減額。

町債は、災害復旧事業債等で1億40万円の減額。

以上、歳入補正を2億3,684万3,000円の減額とし、歳入総額を66億415万7,000円とするものであります。

次に、歳出について申し上げます。

議会費は、費用弁償等で83万2,000円の減額。

総務費は、旧庁舎解体工事請負費等で4,029万7,000円の減額。

民生費は、国民健康保険事業特別会計繰出金等で1,296万8,000円の減額。

衛生費は、病院事業会計繰出金等で1,731万3,000円の追加。

農林水産業費は、鳥獣被害防止総合対策交付金関係事業補助金等で1,910万円の減額。

商工費は、物産振興協議会補助金等で34万5,000円の減額。

土木費は、町営住宅の修繕等で31万9,000円の追加。

消防費は、費用弁償等で396万4,000円の減額。

教育費は、複式解消非常勤講師の報酬等で1,038万円の減額。

災害復旧費は、現年発生土木災害復旧工事費等で1億7,730万円の減額。

諸支出金は、ふるさと応援基金費で2,300万円の追加。

予備費は、1,228万9,000円の減額。

以上、歳出補正を2億3,684万3,000円の減額とし、歳出総額を66億415万7,000円といたします。

次に、第2表繰越明許費につきましては、災害復旧事業等について、翌年度に繰り越して使用する経費を定めるものであります。

最後に、第3表地方債補正につきましては、借入れ限度額を変更するものであります。

次に、議案第23号令和4年度日之影町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、医業収益の減額及びそれに伴う一般会計補助金の追加が主なものであります。

まず、収益的収入について申し上げます。

医業収益は、入院収益、外来収益等で5,204万3,000円の減額、医業外収益は、一般会計補助金等で3,549万円を追加するものであります。

次に、収益的支出について申し上げます。

医業費用は、給与費、材料費等で2,037万2,000円の減額、医業外費用は、消費税等で73万5,000円の追加、特別損失は、過年度損益修正損等で308万4,000円を追加し、収益的収入及び支出の予算総額を7億352万4,000円とするものであります。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費4億1,036万4,000円を4億358万円、交際費15万円を10万円とするものであります。

次に、議案第24号令和4年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、保険基盤安定繰入金の確定に伴う補正が主なものであります。

まず、歳入について申し上げます。

国民健康保険税は、118万3,000円の追加、県支出金は、特別調整交付金等で146万4,000円の減額、繰入金は、一般会計繰入金で494万5,000円の減額とするものであります。

次に、歳出について申し上げます。

総務費は、人件費等で4万8,000円の減額、国民健康保険事業費納付金は、財源補正、保健事業費は、普通旅費等で9万6,000円の減額、諸支出金は、普通交付金償還金と病院事業



会計繰出金で174万9,000円の減額、予備費を333万3,000円の減額として、歳入歳出予算の総額を7億5,099万7,000円とするものであります。

次に、議案第25号令和4年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第4号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、介護サービス費及び介護予防サービス費の利用者減による減額が主なものであります。

まず、歳入について申し上げます。

保険料は126万7,000円、国庫支出金は266万円、支払基金交付金は216万7,000円、県支出金は106万1,000円、繰入金は131万6,000円、それぞれ減額するものであります。

次に、歳出について申し上げます。

総務費は18万6,000円、保険給付費は801万6,000円、地域支援事業費は26万9,000円それぞれ減額し、歳入歳出予算の総額を7億157万9,000円とするものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。ただいま提案のありました補正予算4議案については、会期中の議案熟読をお願いすることとし、議会最終日に質疑、討論、採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号から議案第25号までの4議案は、会期中の議案熟読をお願いすることに決定しました。

---

○議長（高館 英嗣君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

午後1時25分散会

---